

フェンピラザミン (案)

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと及び関連企業から「国外で使用する農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：フェンピラザミン [Fenpyrazamine (ISO)]

(2) 用 途：殺菌剤

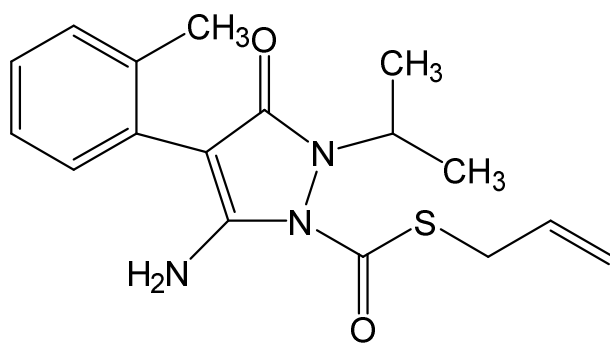
ピラゾリノン系の殺菌剤である。病原菌の孢子発芽管の伸長と菌糸生育に対する阻害作用を示す。エルゴステロール生合成経路を阻害するものと考えられている。

(3) 化学名及び CAS 番号

S-Allyl 5-amino-2-isopropyl-3-oxo-4-(*o*-tolyl)-2,3-dihydro-1*H*-pyrazole-1-carbothioate (IUPAC)

1*H*-Pyrazole-1-carbothioic acid, 5-amino-2,3-dihydro-2-(1-methylethyl)-4-(2-methylphenyl)-3-oxo-, *S*-2-propen-1-yl ester (CAS : No. 473798-59-3)

(4) 構造式及び物性



分子式	C ₁₇ H ₂₁ N ₃ O ₂ S
分子量	331.43
水溶解度	20.4 mg/L (20±0.5℃、pH 7.1)
分配係数	log ₁₀ Pow = 3.52 (25±1℃、pH 7.2)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

また、レタス、ラズベリー等に係る残留基準の設定についてインポートトレランス申請がされている。

(1) 国内での使用方法

50.0%フェンピラザミン顆粒水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍率	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フェンピラザミンを含む農薬の総使用回数		
かんきつ ぶどう	灰色かび病	2000 倍	200～700 L /10 a	収穫前日まで	3 回以内	散布	3 回以内		
いちご			100～300 L /10 a		4 回以内		4 回以内		
きゅうり トマト ミニトマト なす	菌核病							3 回以内	3 回以内
すいか メロン									
もも	灰星病		200～700 L /10 a						

(2) 海外での使用方法

43.6%フェンピラザミンフロアブル (米国)

作物名	適用病害虫名	1 回当りの 使用量	使用時期	使用回 数	使用 方法	作期当たり の総使用量
レタス 非結球レタス	菌核病 (<i>Sclerotinia</i> spp.) 灰色かび病 (<i>Botrytis cinerea</i>)	226.8 g ai/A (56 g ai/10 a)	収穫 14 日前 まで	3 回以内	散布 空中 散布	680.4 g ai/A
高麗人参	灰色かび枯病 (<i>Botrytis cinerea</i>)		収穫 2 日前 まで	4 回以内		907.2 g ai/A
ブッシュ ベリー類	灰色かび病 (<i>Botrytis cinerea</i>) Mummy Berry (<i>Monilinia vaccinii-corymbosi</i>)		収穫当日 まで	3 回以内		680.4 g ai/A
キャンベリー 類	灰色かび病 (<i>Botrytis cinerea</i>)					

43. 6%フェンピラザミフロアブル（米国）（つづき）

作物名	適用病害虫名	1 回当たりの 使用量	使用時期	使用 回数	使用 方法	作期 当たりの 総使用量
アーモンド ピスタチオ	褐色腐敗病 花枯れ病 (<i>Monilinia laxa</i> , <i>M. fructicola</i>) Green Fruit Rot/Jacket Rot (<i>Botrytis cinerea</i> <i>Monilinia</i> spp. <i>Sclerotinia</i> <i>sclerotiorum</i>)	170.1 g ai/A (42 g ai/10 a)	収穫 21 日前 まで	3 回以内	散布 空中 散布	510.3 g ai/A

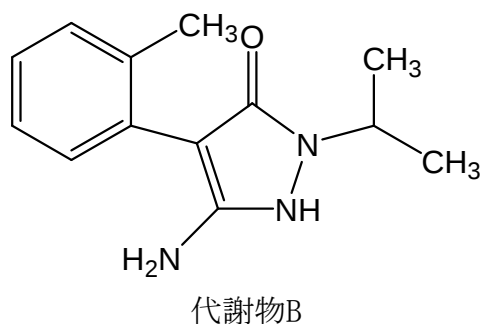
ai:active ingredient（有効成分）

3. 作物残留試験

（1）分析の概要

① 分析対象の化合物

- ・フェンピラザミン
- ・5-アミノ-1,2-ジヒドロ-2-イソプロピル-4-(*o*-トリル)ピラゾール-3-オン
(以下、代謝物 B という)



② 分析法の概要

【国内】

i) フェンピラザミン

試料にアスコルビン酸ナトリウム溶液を加え均質化した後、アセトン・水（4:1）混液で抽出する。*n*-ヘキサンに転溶し、シリカゲルカラムを用いて精製した後、高感度窒素・リン検出器付きガスクロマトグラフ（GC-NPD）又はガスクロマトグラフ・質量分析計（GC-MS）で定量する。

または、試料からアセトンで抽出し、HLB カラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計（LC-MS/MS）で定量する。

ii) フェンピラザミン及び代謝物 B

試料にアスコルビン酸ナトリウム溶液を加え均質化した後、アセトン・水（4：1）混液で抽出する。HLB カラムを用いて精製した後、LC-MS/MS で定量する。

なお、代謝物 B の分析値については、換算係数 1.43 を用いて親化合物に換算する。

定量限界：	フェンピラザミン	0.01～0.05 ppm
	代謝物B	0.006～0.03 ppm

【海外】

試料にアスコルビン酸ナトリウム溶液を加え均質化した後、アセトン・水（4：1）混液で抽出する。必要に応じてジクロロメタンに転溶し、HLBカラムを用いて精製した後、LC-MS/MSで定量する。

定量限界：	フェンピラザミン	0.01 ppm
	代謝物B	0.01～0.02 ppm

（2）作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙 1-1、海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙 1-2 を参照。

4. ADI 及び ARfD の評価

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたフェンピラザミンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

（1）ADI

無毒性量：12.7 mg/kg 体重/day（発がん性は認められなかった。）

（動物種） 雄ラット

（投与方法） 混餌

（試験の種類） 慢性毒性/発がん性併合試験

（期間） 2 年間

安全係数：100

ADI：0.12 mg/kg 体重/day

(2) ARfD

無毒性量：80 mg/kg 体重

(動物種) 雄ラット

(投与方法) 強制経口

(試験の種類) 急性神経毒性試験

安全係数：100

ARfD：0.8 mg/kg 体重

5. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びカナダにおいてレタス、ラズベリー等に、EU においてぶどう、トマト等に、豪州においてぶどうに基準値が設定されている。

6. 基準値案

(1) 残留の規制対象

フェンピラザミンとする。

作物残留試験において、フェンピラザミン及び代謝物 B の分析が行われているが、大部分の食品において、代謝物 B の残留濃度はフェンピラザミンと比較して低いことから、規制対象としては代謝物 B は含めないこととする。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においても、農産物中の暴露評価対象物質としてフェンピラザミン（親化合物のみ）を設定している。

(2) 基準値案

別紙 2 のとおりである。

(3) 暴露評価

① 長期暴露評価

1 日当たり摂取する農薬等の量の ADI に対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙 3 参照。

	TMDI／ADI (%) ^{注)}
一般（1 歳以上）	7.2
幼小児（1～6 歳）	19.8
妊婦	9.0
高齢者（65 歳以上）	7.9

注) 各食品の平均摂取量は、平成 17 年～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算値：基準値案×各食品の平均摂取量

② 短期暴露評価

各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、一般（1 歳以上）及び幼小児（1～6 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^{注)}。詳細な暴露評価は別紙 4-1 及び 4-2 参照。

注) 基準値案を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。

フェンピラザミン作物残留試験一覧表

農作物	試験 圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注1) 【フェンピラザミン/代謝物B】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
トマト (果実)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍散布 300, 250 L/10 a	4	1, 7, 21	圃場A : 0.64/0.112 圃場B : 0.68/*0.060(*4回, 21日)
ミニトマト (果実)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍散布 250-300, 300 L/10 a	4	1, 7, 21	圃場A : 2.05/0.235 圃場B : 1.42/*0.347(*4回, 21日)
なす (果実)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍散布 250, 300 L/10 a	4	1, 7, 14	圃場A : 0.51/0.031 圃場B : 0.75/0.143
きゅうり (果実)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍 散布 200L, 240 L/10 a	4	1, 3, 7	圃場A : 0.18/0.031 圃場B : 0.28/0.027
すいか (果肉)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍散布 238-286, 250 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A : <0.01/<0.008 圃場B : 0.01/*0.020(*3回, 7日)
すいか (果皮)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍散布 238-286, 250 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A : 0.44/- (3回, 7日) 圃場B : 0.64/-
メロン (果肉)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍散布 300, 254-255 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A : <0.01/<0.008 圃場B : <0.01/<0.008
メロン (果皮)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍散布 300, 254-255 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A : 2.60/- 圃場B : 2.86/- (3回, 3日)
みかん (果肉)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍散布 700, 500 L/10 a	3	1, 7, 21	圃場A : 0.02/<0.008 圃場B : 0.02/<0.008
みかん (果皮)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍散布 700, 500 L/10 a	3	1, 7, 21	圃場A : 5.62/*1.13(*3回, 7日) 圃場B : 6.52/*1.33(*3回, 7日)
なつみかん (果実)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍散布 700, 580 L/10 a	3	1, 7, 21	圃場A : 1.53/*0.164(*3回, 7日) 圃場B : 0.20/0.016
かぼす (果実)	1	50.0%顆粒水和剤	2000倍散布 500 L/10 a	3	1, 7, 21	圃場A : 2.56/*0.043(*3回, 21日)
すだち (果実)	1	50.0%顆粒水和剤	2000倍散布 700 L/10 a	3	1, 7, 21	圃場A : 1.38/0.423
もも (果肉)	3	50.0%顆粒水和剤	2000倍散布 286, 333, 400 L/10 a	3	1, 3, 7, 14, 21	圃場A : 0.03/- 圃場B : 0.02/- 圃場C : 0.09/- (3回, 3日)
もも (果皮)	3	50.0%顆粒水和剤	2000倍散布 286, 333, 400 L/10 a	3	1, 3, 7, 14, 21	圃場A : 9.60/- (3回, 3日) 圃場B : 10.6/- 圃場C : 23.0/- (3回, 3日)
いちご (果実)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍散布 200 L/10 a	4	1, 7, 18 1, 7, 14	圃場A : 1.02/0.392 圃場B : 3.04/*1.26(*4回, 7日)
ぶどう (果実)	2	50.0%顆粒水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	3	1, 7, 21	圃場A : 2.30/*0.247(*3回, 21日) 圃場B : 4.76/*0.212(*3回, 7日)

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) 今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

フェンピラザミン海外作物残留試験一覧表(米国)

農作物	試験 圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注1) 【フェンピラザミン/代謝物B】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
リーフレタス (茎葉)	8	43.6%フロアブル	340.7-349.1 g ai/A 散布	3	14	圃場A:1.07/0.13 (#) 注2)
			330.8-336.1 g ai/A 散布	3	14	圃場B:<0.01/<0.01 (#)
			328.9-335.6 g ai/A 散布	3	3, 7, 13, 21	圃場C:0.33/0.29 (#) (3回, 13日)
			336.4-339.1 g ai/A 散布	3	3, 7, 14, 20	圃場D:0.14/0.24 (#) (3回, 14日)
			336.9-338.3 g ai/A 散布	3	14	圃場E:0.14/0.11 (#)
			337.1-341.4 g ai/A 散布	3	13	圃場F:0.01/<0.01 (#)
			338.5-341.6 g ai/A 散布	3	14	圃場G:0.12/0.12 (#)
			339.0-343.7 g ai/A 散布	3	14	圃場H:0.44/0.73 (#)
高麗人参 (乾燥根部)	3	43.6%フロアブル	226.8-241.8 g ai/A 散布	<u>4</u>	<u>2</u>	圃場A:0.18/<0.02
			224.1-233.1 g ai/A 散布	<u>4</u>	<u>2</u>	圃場B:0.42/<0.02
			224.1-230.4 g ai/A 散布	<u>4</u>	0, 2, 7, 13	圃場C:0.19/<0.02
キャンベリー (果実)	6	43.6%フロアブル	225.4-229.1 g ai/A 散布	<u>3</u>	<u>0</u> , 1, 4, 7, 9	圃場A:2.81/0.29
			227.2-230.9 g ai/A 散布	<u>3</u>	<u>0</u>	圃場B:1.20/0.19
			228.6-232.7 g ai/A 散布	<u>3</u>	<u>0</u>	圃場C:1.55/0.34
			220.9-226.3 g ai/A 散布	<u>3</u>	<u>0</u>	圃場D:1.60/0.18
			227.7-229.5 g ai/A 散布	<u>3</u>	<u>0</u>	圃場E:1.90/0.22
			222.7-234.1 g ai/A 散布	<u>3</u>	<u>0</u>	圃場F:0.53/0.06
ブルーベリー (果実)	8	43.6%フロアブル	224.1-231.3 g ai/A 散布	<u>3</u>	<u>0</u>	圃場A:1.8/0.16
			225.0-230.9 g ai/A 散布	<u>3</u>	<u>0</u>	圃場B:2.31/0.34
			225.4-226.8 g ai/A 散布	<u>3</u>	<u>0</u> , 1, 3, 7, 10	圃場C:0.74/0.08
			218.2-228.6 g ai/A 散布	<u>3</u>	<u>0</u>	圃場D:0.15/0.05
			224.5-460.8 g ai/A 散布	3	0	圃場E:0.38/0.09 (#)
			213.2-216.4 g ai/A 散布	<u>3</u>	<u>0</u>	圃場F:1.04/0.16
			226.8-240.9 g ai/A 散布	<u>3</u>	<u>0</u>	圃場G:0.35/0.10
			221.4-227.7 g ai/A 散布	<u>3</u>	<u>0</u>	圃場H:0.92/0.13
アーモンド (果実)	5	43.6%フロアブル	180.8-181.4 g ai/A 散布	3	<u>21</u>	圃場A:<0.01/<0.01
			180.5-183.9 g ai/A 散布	3	<u>21</u>	圃場B:<0.01/<0.01
			181.7-182.1 g ai/A 散布	<u>3</u>	16, <u>21</u>	圃場C:<0.01/<0.01
			182.7-185.6 g ai/A 散布	<u>3</u>	20	圃場D:<0.01/<0.01
			184.4-186.9 g ai/A 散布	<u>3</u>	<u>21</u>	圃場E:<0.01/<0.01

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注3) 今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2		IT		2.0 米国	【<0.01-1.07(#)(n=8)(リーフレタス)(米国)】
トマト	5	5	○			1.42,2.05(ミニトマト)
なす	2	2	○			0.51,0.75
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○			0.18,0.28
すいか	0.05		申			<0.01,0.01
メロン類果実	0.05		申			<0.01,<0.01
その他の野菜	0.7		IT		0.7 米国	【0.18-0.42(n=3)(高麗人参)(米国)】
みかん	0.1	0.1	○			0.02,0.02
なつみかんの果実全体	5	5	○			0.20,1.53(\$)
レモン	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			1.38(すだち),2.56(かぼす)
もも	0.3		申			0.02,0.03,0.09(\$)
いちご	10	10	○			1.02,3.04(\$)
ラズベリー	5		IT		5.0 米国	【0.53-2.81(n=6)(キャンベリー)(米国)】
ブラックベリー	5		IT		5.0 米国	【米国キャンベリー参照】
ブルーベリー	5		IT		5.0 米国	【0.15-2.31(n=7)(米国)】
クランベリー	5		IT		5.0 米国	【米国ブルーベリー参照】
ハuckleベリー	5		IT		5.0 米国	【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	5		IT		5.0 米国	【米国ブルーベリー参照】
ぶどう	10	10	○			2.30,4.76
アーモンド	0.02		IT		0.02 米国	【<0.01(n=5)(米国)】
その他のナッツ類	0.02		IT		0.02 米国	【米国アーモンド参照】
その他のスパイス	15	15	○			5.62,6.52(みかんの果皮)

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内で農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。
「登録有無」の欄に「IT」の記載があるものは、インポートトランス申請に基づく基準値設定依頼がなされたものであることを示している。
(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(別紙3)

フェンピラザミン推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	一般 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1～6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	19.2	8.8	22.8	18.4
トマト	5	160.5	95.0	160.0	183.0
なす	2	24.0	4.2	20.0	34.2
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.7	14.5	6.7	9.9	17.9
すいか	0.05	0.4	0.3	0.7	0.6
メロン類果実	0.05	0.2	0.1	0.2	0.2
その他の野菜	0.7	9.4	4.4	7.1	9.9
みかん	0.1	1.8	1.6	0.1	2.6
なつみかんの果実全体	5	6.5	3.5	24.0	10.5
レモン	5	2.5	0.5	1.0	3.0
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	5	35.0	73.0	62.5	21.0
グレープフルーツ	5	21.0	11.5	44.5	17.5
ライム	5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他のかんきつ類果実	5	29.5	13.5	12.5	47.5
もも	0.3	1.0	1.1	1.6	1.3
いちご	10	54.0	78.0	52.0	59.0
ラズベリー	5	0.5	0.5	0.5	0.5
ブラックベリー	5	0.5	0.5	0.5	0.5
ブルーベリー	5	5.5	3.5	2.5	7.0
クランベリー	5	0.5	0.5	0.5	0.5
ハuckleベリー	5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他のベリー類果実	5	0.5	0.5	1.0	0.5
ぶどう	10	87.0	82.0	202.0	90.0
アーモンド	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のナッツ類	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のスパイス	15	1.5	1.5	1.5	3.0
計		476.4	392.3	628.4	529.6
ADI比 (%)		7.2	19.8	9.0	7.9

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法: 基準値案×各食品の平均摂取量

フェンピラザミン推定摂取量（短期）：一般(1歳以上)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 /day)	ESTI/ARfD (%)
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	レタス類	2	2	11.3	1
	非結球レタス類	2	2	8.1	1
	レタス	2	2	11.5	1
トマト	トマト	5	5	54.7	7
なす	なす	2	2	12.9	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	きゅうり	0.7	0.7	4.4	1
すいか	すいか	0.05	0.05	1.6	0
メロン類果実	メロン	0.05	0.05	0.8	0
みかん	みかん	0.1	0.1	0.9	0
なつみかんの果実全体	なつみかん	5	5	62.1	8
レモン	レモン	5	5	10.5	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	オレンジ	5	5	47.0	6
	オレンジ果汁	5	5	49.7	6
グレープフルーツ	グレープフルーツ	5	5	86.1	10
その他のかんきつ類果実	きんかん	5	5	12.0	2
	ぼんかん	5	5	52.6	7
	ゆず	5	5	7.9	1
	すだち	5	5	7.9	1
もも	もも	0.3	0.3	4.1	1
いちご	いちご	10	10	38.1	5
ブルーベリー	ブルーベリー	5	5	7.2	1
ぶどう	ぶどう	10	10	134.7	20
アーモンド	アーモンド	0.02	0.02	0.0	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

フェンピラザミン推定摂取量（短期）：幼小児（1～6歳）

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 /day)	ESTI/ARfD (%)
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	レタス類	2	2	19.6	2
	非結球レタス類	2	2	27.8	3
	レタス	2	2	17.7	2
トマト	トマト	5	5	135.8	20
なす	なす	2	2	31.3	4
きゅうり（ガーキンを含む。）	きゅうり	0.7	0.7	10.2	1
すいか	すいか	0.05	0.05	4.3	1
メロン類果実	メロン	0.05	0.05	1.5	0
みかん	みかん	0.1	0.1	2.7	0
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	オレンジ	5	5	134.7	20
	オレンジ果汁	5	5	89.2	10
もも	もも	0.3	0.3	12.7	2
いちご	いちご	10	10	108.0	10
ぶどう	ぶどう	10	10	306.1	40

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

(参考)

これまでの経緯

平成22年	8月26日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼（新規：トマト、なす、きゅうり等）
平成22年	9月9日	厚生労働大臣から残留基準値設定に係る食品健康影響評価について要請
平成24年	6月7日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成25年	7月2日	残留農薬基準告示
平成27年11月24日		農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼（適用拡大：すいか及びメロン）
平成27年12月1日		インポートトレランス申請（レタス、ラズベリー等）
平成28年	3月22日	厚生労働大臣から残留基準値設定に係る食品健康影響評価について要請
平成28年	5月25日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：もも）
平成28年	9月27日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成29年	1月31日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成29年	2月14日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

○ 穂山 浩	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井 里枝	埼玉県衛生研究所化学検査室長
井之上 浩一	立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室准教授
折戸 謙介	麻布大学獣医生理学教授
魏 民	大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学准教授
佐々木 一昭	東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤 清	一般財団法人残留農薬研究所技術顧問
佐野 元彦	東京海洋大学海洋生物資源学部門教授
永山 敏廣	明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター基礎薬学部門教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 睦子	日本生活協同組合連合会組織推進本部組合員活動部部長
宮井 俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一	静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授
(○：部会長)	

答申(案)

フェンピラザミン

食品名	残留基準値 ppm	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	
トマト	5	
なす	2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	
すいか	0.05	
メロン類果実	0.05	
その他の野菜 ^{注1)}	0.7	注1)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん	0.1	
なつみかんの果実全体	5	
レモン	5	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	
グレープフルーツ	5	
ライム	5	
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	5	注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
もも	0.3	
いちご	10	
ラズベリー	5	
ブラックベリー	5	
ブルーベリー	5	
クランベリー	5	
ハックルベリー	5	
その他のベリー類果実 ^{注3)}	5	注3)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう	10	
アーモンド	0.02	
その他のナッツ類 ^{注4)}	0.02	注4)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
その他のスパイス ^{注5)}	15	注5)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。